

輪島市監査公表第36号

平成24年12月18日付発監査第215号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年11月26日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





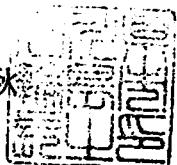
発輪病第 980 号

平成25年11月15日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成24年11月30日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 患者負担未収金について 依然として患者負担未収金が発生しているので、今後ともこの解消に各段の努力をされたい。なお、現年度分についても、過年度繰越を生じないよう努めていいいただきたい。	①患者負担金の未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって引き続き組織的な対応に努めている。 医師・看護師とは、カルテ上に未収金のある患者であるという情報をのせ、医事・会計職員と情報を共有することにより、更なる未収金発生の防止に努めている。 また、平成25年4月から、未収金の方に対し口座振替を実施しており、これまで196, 739円（7月から10月）口座から引き落とし未収金の回収をしている。 さらに、「患者さまの権利」「患者さまへのお願い」を作成し、年11月1日付で病院長名で院内外来等広く掲示し、「患者さまへのお願い」の中において「入院費や診療費等は遅滞なくお支払いください」と記載することにより、啓発に努めている。 今後も未収金の発生防止を目標に取組を行っていく。	措置方針等